

注意事項【重要】

【電子入札システム】【入札情報システム】へのアクセスについて

【電子入札システム】及び【入札情報システム】は、スタートページのURLをクリックすることで、自動遷移で別URLの各トップページに移行します。

したがって、システムのトップ画面を直接お気に入り登録すると正しくトップページが表示されません。「電子入札システムスタートページ」をお気に入りへ登録してご利用ください。

入札書の提出について

- 提出された入札書等はシステム内に暗号化されて厳重に保管され、開札までは発注者側でも確認することは出来ません。入札金額及びくじ番号、添付内訳書、申請書、入札に使用する電子証明書等に間違いのないように十分確認の上、入札書等の提出をして下さい。一旦提出された入札書等は、如何なる理由があっても引き戻すことはできません。
- 利用者が使用するパソコン、通信機器、回線等の正常な稼働及び、環境の確保は利用者の責任です。入札業務の重要性から、電子入札時の不測の事態（パソコンの不具合、電子認証局の不具合、通信障害等）に対し、機器のバックアップの準備や郵送入札へ変更する時間の確保等の危機管理を利用者の責任において行って下さい。サポート対象時間内における長野県又は町の責によるシステムダウン等の障害以外の理由により、入札書等の提出に際し何らかの問題が生じて、入札書締切日の延長等の対応はいたしません。

入札における注意事例

- 電子と郵送により、2通の入札書が提出された。（共に無効）
- 添付した工事内訳書からウイルスが検出された。（無効（失格））
- パソコンの設定が変更され、応札時にエラーとなったが、受付締切り間際であったため、対処法がわからずしめきりになってしまった。（早めの応札と代替機器が必要）

通知書メールの送信について

各種通知書の登録確認メールは、システムにより利用者登録時に登録されたメールアドレス宛てに自動送信されます。登録されたメールアドレスが違っていた場合は、送信されますが届かない事態になります。この場合、発注者側で到達確認はできませんので、届かない場合には、利用者登録の変更により正しいメールアドレスの登録をお願いします。メールアドレスや部署情報等を変更する場合は、【電子入札システム】の利用者登録メニューの「変更」をクリックして内容を変更登録してください。

電子証明書(ICカード)の利用者登録について

- 企業の代表者又は入札参加資格を有する者(支店に入札権限を委任している場合は支店長等)を名義人としたICカードをご購入ください。支店や営業所で入札する場合も参加資格が必要となり、その場合には、支店もしくは営業所ごと(入札参加資格番号が異なるごと)に、支店もしくは営業所の代表者名義のICカードが最低1枚必要となります。
- 利用者登録後、商号又は名称、代表者に変更になった場合には、速やかに新しい会社名または代表者名義のICカードを取得し、入札参加資格の記載事項変更届を提出してください。特に、許可替えがあった場合には、ICカードの取り直しと新規登録が必要となります。(古い許可番号のカードはご利用いただけません)
- ICカードの有効期限切れで新たなカードを取得された際には、速やかに新しいカードで利用者登録を行ってください。この際に、古いカードの有効期限日までは、新旧の両方のカードがご利用になれますが、間違いの元になりますので、可能な限り新しいカードをご利用ください